

令和4年8月25日	参考資料2
第8回 医療扶助に関する検討会	

第8回医療扶助に関する検討会

資料1「医療扶助に関する見直しに向けた整理(案)」における主な意見

生活保護受給者の国民健康保険・後期高齢者医療制度への加入について

【見直しに向けた整理(案) P19】

健康管理支援は、生活保護制度の目的である自立助長の一つとして重要であることから、多くの健康課題を抱えた被保護者に対して、医療と生活の両面において支援を行うことが重要である。

国保等で保険者機能の一環として行っている特定保健指導等を利用できるメリットがある一方、国保等への加入に伴い、福祉事務所において、医療と生活の支援が一体となった健康管理支援が十分に行われず、自立助長の効果が低下することが懸念される。

また、頻回受診対策等で一定の成果が出ているとともに、今後、被保護者健康管理支援事業の機能強化によって更なる効果が期待される中で、国保等の加入は、被保護者の保険料負担や保険財政に与える影響等の課題もあり、慎重に対応することが必要である。

都道府県の市町村支援について

【見直しに向けた整理(案) P19】

データに基づく適正化方策の推進は、現状分析、データ提供やKPI目標を立てることで、県内の生活保護の底上げにつながるのではないかと。

国による標準化された評価指標例は、1つの指標だけでなく、人口分布等地理的特色や地域の実情を踏まえて選択できるよう複数の評価指標例を示すことが適当である。

都道府県等による医療機関への関与について

【見直しに向けた整理(案) P20】

都道府県等が指導対象となる指定医療機関を選定する際、専門性を有する関係者の意見を聴く仕組みとして、地域の実情などを考慮して医療扶助審議会の活用のみ限定しないこととすることが適当である。

兵庫県福祉部地域福祉課長
藤本 貴義